

長建協発第230号
平成28年8月25日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものとされております。

つきましては、今般、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、諸経費を適正に考慮する等、公共工事設計労務単価の意味をご理解いただき、適切な取扱いが図られますよう、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等）を試算、加算した金額（参考値）が公表されておりますので、併せてお知らせ申し上げます。